

1-(1) 計画の基本的方向性

これまで、大阪府では、第三次大阪府社会的養育体制整備計画（以下「第三次計画」といいます。）に基づき、実父母や親族等を養育者とする環境を最優先として、家庭での養育が困難又は適当でない場合は、里親家庭等による「家庭における養育環境と同様の養育環境」による養育を推進するとともに、児童養護施設等の小規模かつ地域分散化等の取組を進め、施設による「できる限り良好な家庭的環境」を整備してきました。本計画においてもその基本的方向性が変わるものではなく、令和4年改正児童福祉法等の内容も踏まえ、一層の取組推進が求められているものです。

そこで、大阪府では本計画の策定にあたり、以下の第三次計画の理念を引き継ぐこととします。

「あらゆる子どもが権利の主体として尊重され、社会的養育におけるすべての主体が
「子どもの最善の利益」を追求することで、子どもがぬくもりの中で育ち、自立できる社会の実現」

これは、平成28年改正児童福祉法による子どもの権利保障を踏まえ、社会的養育に関わる全ての主体が適切な役割分担のもと、力を合わせて子どもの最善の利益を追求し、子どもの健やかな育ちと自立をめざすことを旨として掲げたものであり、継続的にめざすべき理念です。大阪府は、子どもの権利擁護と次世代育成の観点から、大阪府における社会的養育の実情もふまつつ、市町村、里親、児童福祉施設、地域の関係機関及び府民と協働し、社会全体で、家庭での養育及び一人ひとりの子どものニーズに応じた支援ができるよう、本計画を策定します。

1-(2) 計画期間

2025（令和7）年度を初年度とし、2029（令和11）年度を目標とする5年間を見据えた計画

1-(3) 計画の位置づけ(子ども計画との整合性)

子ども・子育て支援法第62条第2項第5号（令和8年4月1日以降は第6号）に基づく都道府県社会的養育推進計画として大阪府子ども計画に包含

【参考】子ども・子育て支援法抜粋

第六十二条 都道府県は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」という。）を定めるものとする。

2 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

（中略）

五 保護を要する子どもの養育環境の整備 （後略）

※次世代育成支援対策推進法第9条第1項に規定する都道府県行動計画においても「保護を要する子どもの養育環境の整備」を策定することができるとされています。

なお、本計画は令和6年度末時点の府所管にかかる計画として策定。政令市及び児童相談所設置市については別途策定しており、その概要は項目番号17に掲載します。

4. 大阪府社会的養育推進計画構成(案)

第三次計画の検証

■府の主な取組状況

○ 市町村の子ども家庭支援体制の構築に向けた支援

《具体的取組》

- ・府内全市町村において、「子育て世代包括支援センター」の設置が完了（令和2年度末）
- ・市町村子ども家庭総合支援拠点については、39市町村が設置済み（令和4年度末時点）

○ 一時保護機能の拡充

《具体的取組》

- ・3か所目の一時保護所の開設（令和5年10月～）

○ 「できるかぎり良好な家庭的環境」の推進

《具体的取組》

児童養護施設等の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換

社会的養護の体制整備		R1年度時点	R5年度実績	R6年度見込
児童養護施設 定員数		1,444	1,371	1,346
	ユニット数	59	65	83
	グループホーム数	33	40	50
乳児院 定員数		172	160	152
	ユニット数	9	18	24
	グループホーム数	1	0	2

○ 子どもの権利擁護の充実

《具体的取組》

- ・府内の児童養護施設等への意見表明等支援員の派遣（令和3年度～）

ほか、改正児童福祉法にかかる内容等について順次対応を進めている。

■家庭における養育環境と同様の養育環境（里親委託等）の推進

里親委託率		0～2歳	3～5歳	6～17歳	全体
目標	R11年度末 委託率	64%	44%	38%	42%
	R6年度末 委託率	47%	28%	24%	26%
実績	R5年度末 委託率	18.6%	18.1%	12.2%	13.7%

- ・新規里親の開拓から里親による養育を包括的に支援するフォスティング機関の設置、子ども家庭センターへの家庭移行推進チーム設置等に取り組めます。
- ・里親の加齢等の理由による登録消除もあり、全体として里親登録数は伸び悩んでいます。

改正児童福祉法への対応を含め、現計画における掲載事項について順次対応。一方で、目標とのかい離が見られる項目もあり、現況も踏まえて、社会的養育の体制整備を更に進めていく必要

5. 第9章 都道府県社会的養育推進計画 目次

- 1－（１） 計画の基本的方向性
- 1－（２） 計画期間
- 1－（３） 計画の位置づけ（子ども計画との整合性）
2. 第三次大阪府社会的養育体制整備計画の検証（令和５年度末実績）
3. 市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組
4. 児童相談所の強化等に向けた取組
5. 一時保護機能の強化に向けた取組
6. 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み
7. 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組
8. 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
9. 代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障に向けた取組
10. 社会的養護自立支援の推進に向けた取組
11. 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）
12. 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組
13. 母子生活支援施設の活用について
14. 障がい児入所施設における支援
15. 社会的養育を担う分野にまたがる取組（人材確保・育成）
16. 社会的養育を担う分野にまたがる取組（その他の社会的養護関係施設）
17. 府内の社会的養育推進計画（大阪市、堺市、豊中市）
18. 当事者である子どもの意見について

6. 大阪府社会的養育推進計画(案)に基づく今後の方向性(案)

本計画における主な目標と取組

■里親等委託率について

里親等委託児童数	登録里親等数	R11年度末 里親等委託率目標			
		0～2歳	3～5歳	6～17歳	全体
353	602	54%	27%	23%	26%

- ・ A型支援機関を、改正児童福祉法に位置付けられた里親支援センターに移行することで運営基盤の安定化を図り、特にリクルート強化を進めます。
- ・ 里親等委託率の向上を進めるため、親子面会への支援強化を検討する等、里親支援の強化により里親の稼働率を向上させます。
- ・ 特に乳幼児の里親等委託率の向上が、府の里親等委託率向上につながることも念頭に具体的な取組を検討。里親委託率は、まず今後5年かけて現在の全国平均26%をめざします。

市町村の子ども家庭支援体制の構築等

- ・ 市町村こども家庭センターの設置促進、市町村職員に対する研修の充実
- ・ 市町村ヒアリングを通じた市町村家庭支援事業にかかる課題把握、事例紹介等の支援

児童相談所の強化等に向けた取組

- ・ 児童相談所設置をめざす中核市への適切な支援
- ・ 児童福祉司等の計画的な増員・職員の専門性の維持・強化

一時保護機能の強化に向けた取組

- ・ 一時保護施設の設備及び運営に関する基準への対応
- ・ 一時保護専用施設等の確保
- ・ 子どもの意見・意向も踏まえた一時保護所の運営等にかかる検討

里親・ファミリーホームへの委託の推進

- ・ 新規里親確保の促進（里親支援センター設置促進、B型里親支援機関への支援、乳幼児の養育を担う新規里親のリクルート強化等）
- ・ 里親稼働率の向上（親子面会への支援強化検討・未委託里親への支援強化検討）
- ・ 里親等への研修の充実、研修を受講しやすい環境の整備

施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化

- ・ 施設の人材確保・育成の状況も踏まえた施設の小規模化等促進

社会的養護自立支援の推進

- ・ 児童自立生活援助事業の促進
- ・ 社会的養護自立支援拠点事業等の機能強化

当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明支援）

- ・ より多くの児童養護施設等への意見表明等支援事業の展開、事業未実施種別への展開の検討
- ・ 意見表明等支援員の計画的な確保・育成、児童相談所職員や施設職員等関係者への研修、啓発プログラムの実施

支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組

- ・ 市町村職員向け研修の継続的実施

母子生活支援施設の活用

- ・ 施設利用の効果や地域支援にかかる活用可能性等について、府と施設の協働による市町村への理解促進

社会的養育を担う分野にまたがる取組（人材確保・育成）

- ・ 施設における職員の専門性、養育力向上に向けた支援検討
- ・ 職員確保に対する効果的な支援方策の検討